

日理協 20 第 71 号  
2020年5月29日

各 位

公益社団法人日本理学療法士協会  
会 長 半 田 一 登  
( 公 印 省 略 )

### 緊急事態宣言解除後の日本理学療法士協会業務体制について

前略 平素より本会事業にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、5月25日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全国で解除されたことを受け、6月1日からの本会事務局業務体制について、お知らせいたします。

緊急事態宣言下の事務局業務体制については、5月31日までを全職員テレワーク勤務としておりますが、下記のとおり変更させていただきます。

なお、今後も同感染症拡大防止のため、あと1ヶ月間については時差出勤ならびにテレワーク勤務を奨励してまいります。

引き続き、皆様にはご不便ご迷惑をおかけすることになり誠に恐縮ではございますが、今日の事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

草々

記

#### 1. 期 間

2020年6月1日～6月30日

#### 2. 事務局勤務体制

時差出勤による事務局勤務（概ね5割）ならびにテレワーク勤務

#### 3. 電話対応時間

平日 10 時 00 分～17 時 00 分

※お電話がつながりにくくなることが予想されますので、ホームページからのお問い合わせも併せてご利用いただけますと幸いです。

以上